

公募型プロポーザル実施の公示

2022年7月19日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業（広域周遊観光促進事業）（「プラスワンナイト事業」推進のための関西全域のルートの強化）「若狭～京丹波コース」（以下、「本事業」という）

(2) 事業の目的

関西のインバウンド市場では、コロナ禍前においては京都、大阪といった関西のコア・エリアに訪日旅行客が集中する傾向にあり、関西周辺地域へ分散化してもらうことが課題であった。関西観光本部（以下、「当本部」という）では2019年より、「THE EXCITING KANSAI」ブランドにて広域観光を積極的に推進、「8つのエリア、8つのストーリー」による積極的なマーケティング活動を行い、それらの問題を解決してさらなる優良なインバウンド市場形成に寄与できるよう取組みを行ってきた。

本事業は、そのTHE EXCITING KANSAIの一環の主要事業であり、当事業の趣旨を十分に理解したうえで、とくにインバウンド旅客入国再開後を見据え、関西エリアが今まで以上に優良なインバウンド市場として形成される取組みとなることを目的としている。

(3) 事業の概要

①海外の富裕層を意識した旅行商品の造成および販売業務を実施する。

②造成する旅行商品

「若狭～京丹波コース」

③その他の詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

2,000,000円

※消費税及び地方消費税の額を含む

2. 参加資格要件

(1) 当本部が実施しているTHE EXCITING KANSAIの取組を十分に理解していること。

(2) 造成対象となる地域DMOなどから観光素材等に関する十分な情報収集活動を平素より実施しており、その内容を反映していること。できればエリア関係者を集めた打ち合わせ等を既に実施していることが望ましい。

(3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の旅行商品に関する造成実績があること。

(4) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 広域観光推進部 担当 奥野

メールアドレス：koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間：2022年7月19日（火）から2022年8月2日（火）17：00まで。

イ 応募方法：全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記（1）に提出のこと。

募集要領

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/募集要領_④若狭～京丹波_tek_k220719.pdf

仕様書

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/仕様書_④若狭～京丹波_tek_k220719.pdf

評価要領

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/評価要領_④若狭～京丹波_tek_k220719.pdf

評価基準

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/評価基準_④若狭～京丹波_tek_k220719.pdf

様式1～5

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/様式_④若狭～京丹波_tek_k220719.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

2022年8月2日（火）17：00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。提出先は上記（1）に同じ。募集要領に基づき正本1部（社名あり）・副本5部（社名なし）提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2022年7月27日（水）17：00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL：<https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3.（1）に同じ。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。
- ①相手方を決定した日
 - ②候補者の名称
 - ③評価基準
 - ④参加者名称(候補者を含む)
 - ⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)
- ※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。
- ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- ※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。
- (8) 事業の詳細は募集要領による。

以上